

藻 類

THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和47年12月 December 1972

目 次

カシワバコノハノリについて.....	三 上 日出夫	77
Genus <i>Halimeda</i> from Camiguin Island, Northern Philippines.....		
	PACIENTE A. CORDERO, JR. and TAKESHI TANAKA	83
日本新産黄色鞭毛藻 <i>Mallomonas lelymene</i> について高橋永治・広瀬弘幸	90
新潟砂浜海岸で得られた海藻.....	野田光蔵・小林一男	94
北陸地方のツツミモと塩分濃度との関係について金 網 善 恭	101
石灰藻に含有される炭水化物について.....	岡崎彰夫・延命信行	111
尾形英二氏を悼む.....	千 原 光 雄	116
新 著 紹 介.....	広 瀬 弘 幸	89
学 会 録 事.....		117
(付) 会 員 名 簿		

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類学会々則

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催（年1回）
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員（藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの）。
2. 名誉会員（藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの）。
3. 特別会員（本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの）。

第7条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は毎年会費1200円を前納するものとする。但し、名誉会員（次条に定める名誉会長を含む）及び特別会員は会費を要しない。外国会員の会費は4.5米ドルとする。

第9条 本会には次の役員を置く。

会長 1名。 幹事 若干名。 評議員 若干名。

役員の任期は2ケ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き3期選出されることは出来ない。

役員選出の規定は別に定める。（付則第1条～第4条）

本会に名誉会長を置くことが出来る。

第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。

第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。

第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

（付 則）

第1条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める（その際評議員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る）。幹事は会長が会員中よりこれを指名委嘱する。

第2条 評議員の選出は次の二方法による。

1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の1/3を越えることは出来ない。

地区割は次の7地区とする。

北海道地区。東北地区。関東地区（新潟、長野、山梨を含む）。中部地区（三重を含む）。

近畿地区。中国・四国地区。九州地区（沖縄を含む）。

第3条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。

第4条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次点者をもって充当する。

第5条 会員がバックナンバーを求めるときは各巻1200円、分冊の場合は各号400円とし、非会員の予約購読料は各号600円とする。

第6条 本会則は昭和46年4月1日より施行する。

会長及び評議員改選投票について

昭和47年12月25日

会員各位 殿

日本藻類学会

昭和48年3月31日で現役員の任期が終了しますので、次期役員（昭和48年、49年度）の選挙を行ないたいと思います。下記の要領で投票をお願い致します。

選出方法

1. 会長選出は国内在住の全会員の互選による。投票に当っては単記無記名とする。
2. 評議員選出は地区別会員の互選による。投票に当っては連記無記名とする。
3. 被選挙権者名簿により各自の所属する地区を確認した上で、その地区の会員の中から当該地区の評議員定数に相当する人数を選び評議員投票用紙に記入すること。
4. 評議員会は参考のため、次の3氏を次期会長候補者として推せんする。（但し、これはあくまで参考のためであって、被選挙権は国内在住の全会員が有する。）

黒木宗尚・中村義輝・西沢一俊（アルファベット順）

5. 下記会員は連続二期役員に選出されており、会則9条により今回の選挙に関する被選挙権を有しない。

会長として；広瀬弘幸

評議員として；正置富太郎（北海道）、秋山和夫（東北）、加崎英男、山岸高旺（関東）、谷口森俊（中部）、今堀宏三（近畿）、野沢治治（九州）

6. 評議員選挙の際、他地区会員の氏名を記入した場合、その票を無効とする。
7. 記入済の投票用紙は下記の点線の部分を内側に折り、のりづけして封筒に入れて返送下さい。
8. 締切りは、昭和48年2月20日（消印有効）とします。
9. 送り先は ☎657 神戸市灘区六甲台 神戸大学理学部生物学教室内

日本藻類学会

キリトリ線

会長及び評議員選挙投票用紙

日本藻類学会

ノ リ ズ ケ	会長氏名				
	ウチガワニオル				
	地 区	(選出 名)			
	評議員氏名				

ノ
リ
ズ
ケ

ノリヅケ

会 告

第20回総会において昭和48年度（21巻）から下記のように会費値上げが決議されました。

- 国内会員 年会費 1,800円
- 外国会員 〃 2,100円
- 非会員の雑誌代 1巻 2,700円
 1部 900円

郵送料は1部20円頂きます。

なお、会費の未納が3年つづきますと自然退会と認められます。

IMPORTANT NOTICE to FOREIGN MEMBERS

The increase of subscription and membership fees was decided as follows at the 20 th general meeting of Japanese Society of Phycology;

From Vol. 21, 1973.

Dues(per annual volume) ¥ 2,100 for individual members

¥ 3,200 for subscription only

日本藻類学会会長及び評議員被選挙権者名簿

(昭和47年12月25日現在)

注1 ※印会員は前掲選出方法5項の理由により評議員に選出することはできません。

注2 評議員選出の各地区に含まれる都道府県及び評議員定員は次の通りです。

北海道地区 北海道(2名)

東北地区 青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島(1名)

関東地区 東京 神奈川 千葉 埼玉 茨城 群馬 栃木 新潟 長野
山梨(4名)

中部地区 静岡 愛知 岐阜 富山 石川 福井 三重(1名)

近畿地区 京都 大阪 和歌山 奈良 滋賀 兵庫(2名)

中国・四国地区 鳥取 島根 山口 広島 岡山 香川 徳島 高知 愛媛(2名)

九州地区 福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄(2名)

北海道地区(評議員2名選出)

東北地区(評議員1名選出)

関東地区 (評議員4名選出)

中部地区 (評議員1名選出)

近畿地区（評議員2名選出）

中国・四国地区（評議員2名選出）

九州地区(評議員2名選出)